

帰山後の地位に關しては、

付、他山之所化入寺、又者帰山之僧有之者、撰其器量、障儀於無之者、糺座配可有許容事、

〔延宝三年、増上寺史料集〕一、
一六一頁

とあるように、帰山した翌年のことであるが、その器量によつて座配を定めたことが知られる。

前述の長谷川氏の「入寺帳」(一、二六頁)によると、幸いにも延宝二年の入寺帳が残っている。それによれば、その年の帰山は十名、他山は八十九名と入寺全体では前年より約百名も多くなっている。

このようにして帰山を果たした祐天の増上寺での地位は、具体的にどのようなものであったのであろうか。次に見ていきたい。

●第四節 帰山後の祐天の立場

伝記における祐天の帰山後の立場は『略記』に「輪下」、『実録下書』(附)には「本席」と出る。学問的にはすでに熟していたが上座には入れなかったことが知られる。

『増上寺史料集』に祐天の名が最初に登場するのは貞享元年六月六日の「浄徳院様御齋料定書」(一、一九六頁)であり、月行事五人連署中の一番下座に署名している。帰山後十年目のことである。

実はその前年にあたる天和三年九月二十七日に四十七歳で祐天が下読法門を「六度大綱」の算題で行った記録が残っている(『浄土宗義講録(仮題)』三康図書館蔵)。「縁山志」七(『浄全』十九、三九九頁)によると、下読ができるのは「学臘三十余年におよび解了他に許されし法将」というほどの学僧と言うことができ、また「浄土宗史」(『浄全』二十、六五四頁)によれば下読法門の法門主は「月行事十二僧の中上席より順次に之れに当」たることが記されている。席次はともかく四十七歳のとき、月行事十二僧中の中間にいたことが明らかとなった。このことは先の署名順次から貞享元年では月行事の五番目であったことと一致する。

席次が完全に明らかになるのは翌貞享二年十一月二十九日「浅草靈山寺檀林再興之記録」(以下「再興記録」、『増上寺史料集』一、二〇二頁)に出る席次の記された図である。これによると祐天は前年の五番目からいっきに二臘の位置に昇っている。そのときの学頭は鑑了であった。この時点で貞享元年に署名している春応は靈巖寺、秀道は幡随院に出世していることがわかる。また、このとき学頭であった相山は貞享三年駿府宝台院に就職したことが「浄土傳燈總系譜」(『浄全』十九、七六頁)から知られる。

しかしながら、翌年の貞享三年春（『檀通書附』）祐天は突如として隱遁を決意実行するのである。祐天五十歳のときである。

『略記』には「住^{スル}衆首之位^ノ之時^{キナリ}也」とし、理由を「忽^チ遭^テ屯^ニ」と言う。『略記写本』には「將^ニ向^{トスル}衆首之位^ニ」と言う。

『実録下書』には「宜^下主^{トシテ}于檀林上刹^ノ大建^ニ法幡^ト」と言い、理由は「不^レ虞^ヲ」とし、横に「敢^テ任^ニ所志^ニ」とある。

『開山行状』には「將^ニ住^{セント}檀林^ニ」のときに、「素有^{トリ}隱操^ニ切薄^ニ世榮^ト」という理由を挙げている。

伝記の時代が下がるにつれ、祐天はもともと出世を望まない志を持っていたことが強調されてくるのである。

しかし、『実録下書』附に興味深い記述が残されている。この記述は清書本にはない。

師^テ在^ニ緣山^ノ学舎^ニ道高^ク名徧^シ矣^ニ故衆人^ノ婦向^{シテ}受^レ化^ル者^ヲ早莫^ト連綿^{トシテ}不^レ絶^ヘ也^{ニシテ}既^{ニシテ}而^レ席列^シ衆
中^ノ第^ニ臘次^ニ学頭^ニ時^ニ有^リ不^レ虞^ラ乱^{シテ}僧階^ヲ而^レ間^ニ隔^シ於^テ師^ヲ学頭^及三老^某同^ニ時^ニ出^ル進^{スル}
二箇^ノ檀林^上也^ニ師^於是^ニ不^レ克^ク忍^レ之^ヲ遂^ニ遁^ス隱^ス矣^ニ竊^ニ聞^ク此^ニ是^レ由^テ他^ノ妬忌^ノ奸曲^ノ所作^ス至^レ遇^フ
此^ノ不^レ祥^ニ云^フ一^ニ時^ニ屯^ル難^シ聖^賢尚^不レ^レ道^者古^昔既^ニ然^リ況^ニ季^ノ世^ノ哉^ヤ噫

先の貞享二年、綱吉の台命により本所の靈山寺が檀林として復興した。それまで靈山寺を守ってきたのは英誉俊応であったが、檀林になったあとは「自身ハ托鉢仕候而も不苦と有之」〔再興記録〕『増上寺史料集』一、二〇四頁と身を引く考えを述べている。そこで次に檀林主として出世したのが、学頭の鑑了であった。「本所靈山志」〔浄全〕二十、二八二頁には、六世俊応の次に七世と三世併記で鑑了が続く。このいきさつは貞享五年八月増上寺主古岩により、歴代のうち潮也から俊応の四代は「非能化之職分」〔靈山寺志〕『浄全』二十、二七九頁とし、檀林として見たときは鑑了で三世と定められたのである。

そして、正式には貞享三年の三月二十日に鑑了は入山した〔浄土宗大年表〕。しかしながら、同年鑑了は遷化している。そして、中興四世廓瑩が同年六月下旬縁山二臘席より台命により住職したと記されている。

さて、もし『実録下書』附に記されていることが真実としたならば、鑑了が靈山寺に上任したことは一致する。ところが、「再興記録」に祐天の次席以降、全波・圓位・慈雲・徹道・意覚・玄了・圓鏡・岳雲・□榮（著者注）おそらく上に出る廓瑩か）・靈位と名前が続くが、その中で檀林主に出世した可能性のある者は善導寺十七世の圓意、大善寺十四世の意覚、結城の弘経寺二十世の玄良、大巖寺十二世の徹道、浄国寺十二世の慈雲、それに先の廓瑩である。

このうち、意覚は貞享四年秋の上任、弘経寺二十世は貞享三年の上任だが「結城弘経寺志」

には絃良とある（『浄全』二十、一三三頁）。大巖寺十二世徹道も貞享三年の上任であるが、「生実大巖寺志」には黒谷純超の弟子とあるので別人とも思われる（『浄全』二十、八十六頁）。そこで、祐天と出世争いをしたのは圓意（圓位と同一人物か）という可能性が最も高い。残念ながら、現時点ではどのような状況で祐天が隠遁を決意したのか、これ以上のことを把握するには至っていない。

以上からもわかるように月行事のメンバーは一年間でかなりの入れ替えがあったようである。貞享元年から二年までに祐天より上の三人が縁山をあとにし、貞享三年にもまた少なからず上任を果たしている。ここで、当時の檀林への出世の道筋がどのようになっていたか、整理しておきたい。

黄衣檀林十二ヶ所後住御吟味之時、中略、月行事十二人・檀林十六ヶ所之伴頭都合貳拾八僧之内、不依座之高下、器量相応之僧以入札書出之、其上増上寺被遂僉議、兩人可被書上之事、

延宝九年「能化入札申渡之覚」（『増上寺史料集』一、一六五頁）による、「毛頭不可有依怙鼻頂」や「忘自他山之情隔不可有差別」などの通達。

（延宝三年）「老中連署諸檀林入院
條令并二同追加」『増上寺史料集』
一、一六一頁

黄衣檀林住職御吟味之儀、先規御條目雖有之、今度御僉議之上、諸檀林之住持并江戸檀林四箇所之二臘相加可選之旨、被 仰出之事、

(貞享二年十一月二十九日「老中連署増上寺條令」『増上寺史料集』一、二〇一頁)

右の取り決めがなされている。以上から、被入札人はわかるが、有権者は誰であろうか。

『増上寺史料集』一、一六七頁以下の誓詞案文より拾ってみると、十七檀林住持、月行事を除いた上座三十八人、所化役者兩人、江戸檀林四か寺二臘の計六十一人であったようである(ただし、十七檀林とあるのでこの誓詞案文は次の貞享二年に作られたものとも考えられる)。

また、貞享二年十一月さらに入札の方法についての覚が出された。

前略、次黄衣檀林住職之事、増上寺月行事拾貳人、諸檀林伴頭拾七人、都合貳拾九僧中、但、解間寺持之僧除之、檀林住持相応之器量撰之、能化中銘、致入札、則以封印箱二納、其箱之上封、諸能化令合判、預置増上寺、其年中檀林住持替之節、如例増上寺上座參拾八僧・所化役者兩人、并江戸檀林四ヶ所之二老四人相加、右貳拾九僧之中、不依座之高下、可為能化之僧入札致之、方丈被遂披見吟味之上、兩人書付可被差出候、其刻増上寺役者并上座之所化、檀林二老之入札取揃、最前檀住所持中認置候入札箱二差添、寺社奉行所江役者可致持參候、尤其年中住持撰於無之者、翌年之正月檀林住持中參会之節、右之通入札改替可申候、向後此法式

(寺社奉行連署増上寺條令達)『増上寺史料集』一、二〇五頁

不可有懈怠事、

なぜ、このように引用したかと言えば、貞享三年はちょうど祐天が檀林に出世できるかどうかという年である。その前年に檀林主の入札についてこうも規則が出されていることは、祐天が隠遁したことと全く無関係とは言にくい。鑑了が正式に台命を受け住職したのが三月二十日であり、発布後の最初の入札であった。このことと、先に引用した『実録下書』附の記述を見れば、まさにこの入札に関するトラブルが原因であったと読み取れるのである。

いずれにしても祐天は、鑑了が靈山寺に出世をしたとき、言い換えれば檀林住職の入札後、隠退を決意し実行したのである。

●第五節 隠遁生活

第一項 畿内遊歴

祐天は貞享三年春、増上寺を離れ隠遁生活に入る。このときは「初一兩月在「浅茅蓮華院」
〔『実録下書』附〕、そして牛島に草庵を結び定住するのである。

牛島に庵を結ぶ前〔『略記』〕 かくは二説あるが、最初に祐天のしたこと